

最高裁秘書第2146号

平成29年5月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月23日付け（同月25日受付，最高裁秘書第320号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判官の場合，在職中の求職がどのように規制されているかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。